

伊勢市再犯防止推進計画

令和3年7月



～はじめに～

我が国における刑法犯の認知件数は、平成 15 年以降、減少を続け、平成 30 年には 81 万 7 千件となっています。一方で、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加し続け、平成 30 年には 48.8%と、昭和 47 年以降、最も高い割合となっています。

その結果、犯罪を減らすために、再犯を防止することが重要な取り組みとして認識されるようになり、国においては平成 28 年に「再犯防止の推進に関する法律」を制定し、翌年には「再犯防止推進計画（以下「計画」という。）」が策定され、再犯防止の取り組みに向けた国と地方の役割分担が明確化されました。

また、令和元年度には三重県が地方再犯防止推進計画である「三重県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の推進に向けた県の取り組み方針が示されたところです。

犯罪をした人の中には、高齢者や障がいのある人などの福祉的な支援が必要な人、刑務所等、矯正施設からの出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。その中には、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

伊勢市では、全世代対応型の地域包括ケアシステムの推進、いせライフセーフティネットの構築、安全で安心なまちづくりの推進等により、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、身近な地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんなが活躍できる「地域共生社会の実現」に取り組んできました。

このような状況を踏まえ、市は、これまでに取り組んできた支え合いのまちづくりを推進し、犯罪が起きにくい地域づくりを一層進めるとともに、生い立ちや年齢、障がいなどの有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことができ、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる「地域共生社会の実現」を目指します。

令和 3 年 7 月 伊勢市長 鈴木 健一



目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	… 1
2 計画の位置づけ	… 2
3 計画の期間	… 3
4 計画の策定体制等	… 3
第2章 再犯防止をとりまく状況について	
1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率等（全国データ）	… 4
2 伊勢警察署犯罪統計データ	… 5
3 宮川医療少年院の入所の状況	… 9
第3章 計画の考え方	
1 基本的な考え方	…10
第4章 取組みの推進	
1 重点項目①「就労・住居の確保等」	…11
2 重点項目②「保健医療・福祉サービスの利用の促進」	…14
3 重点項目③「学校等と連携した修学支援の実施等」	…19
4 重点項目④「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等 及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」	…20
5 重点項目⑤「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」	…25
第5章 計画の推進体制	…30
資料	
・用語解説	…32
・再犯防止推進法(概要)	…37
・再犯防止推進計画(概要)	…39

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成28年に施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）において、再犯の防止等の推進に関する施策を実施するにあたり、国と地方公共団体の役割が定められるとともに、市町村に対しても地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられました。

犯罪をした人等が持つ課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援を、関係団体等が連携協力して実施していく必要があり、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供している市町村の役割が極めて重要となっています。

また、令和元年度に再犯防止推進計画を策定した三重県においては、犯罪をした人等への支援に加えて、被害者感情に配慮した、犯罪被害者等支援の視点も重要であるとしています。

さらには、国において、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）^{※1}の達成に向けたSDGs実施指針を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取組を推進することが期待されています。

このような国、県の方向性を踏まえつつ、支え手と受け手という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることのできる「地域共生社会」の実現に向けての取り組みの一つとして、「伊勢市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止の推進に取り組んでいきます。

^{※1}SDGs（Sustainable Development Goals）平成27年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標であり、令和12年までに達成を目指す17のゴール（目標）と、それに連なる169のターゲットから構成されている。

2 計画の位置づけ

本計画は、「支え合い・助け合い」や「絆」を強め、誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしくいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指す伊勢市の様々な取組みを「再犯防止推進の観点」から整理したもので、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

令和元年度に策定された第3期目にあたる「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては、地域福祉計画策定ガイドラインの改正により、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰の在り方が、地域福祉計画の策定にあたって盛り込むべき内容とされたことに基づき、制度の狭間問題への対応として、罪を犯した人などの地域生活を支えるしくみづくりを進めることとしています。

(2) SDGs との関係

本計画で定める基本方針や施策を推進することにより、SDGs が定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

○本計画と関連の強いゴール



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。なお、今後の社会情勢の変化や国、県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
総合計画基本構想	H30 ~ R11							
// 基本計画	前期 (H30~R3)				中期 (R4~R7) 後期 (R8~R11)			
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期 (H26~ H30)	第3期 (H31~R5)						
再犯防止推進計画					(R3~R7)			
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	第8次老人福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			第9次老人福祉計画・ 第8期介護保険事業計画				
障がい者計画	H27~R2			R3~R8				
障がい福祉計画	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画				
子ども・子育て支援 事業計画	H27 ~H31		第2期子ども・子育て支援事業計画					
健康づくり指針 (健康増進計画)	第2期 (H28~R7)							

4 計画の策定体制等

本計画の策定にあたり、素案の段階から宮川医療少年院、三重刑務所、津保護観察所等、関係機関等に資料を配布してご意見をいただき、参考としました。また、多くの市民の意見を反映した計画とするため、パブリックコメントを実施しました。

(1) パブリックコメントの実施

令和3年2月12日から3月12日の29日間、市役所本庁舎や図書館など市の施設、市のホームページなどでパブリックコメントを実施しました。

第2章 再犯防止をとりまく状況について

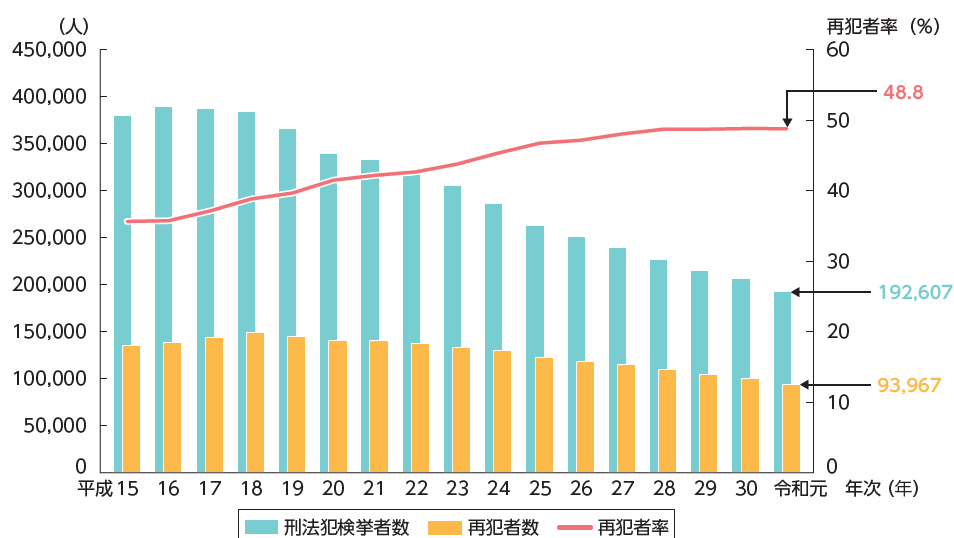
1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率等（全国データ）

刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2019年（令和元年）は93,967人でした。

一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあります。2019年は、調査の開始（1972年（昭和47年））以降過去最高となった前年と同じく48.8%でした。（令和元年版 再犯防止推進白書から引用）

(平成15年～令和元年)

年次	刑法犯検挙者数		
	再犯者数	再犯者率	
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8



- 注 1 「再犯者」は、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- 2 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

※令和元年版 再犯防止推進白書より抜粋

2 伊勢警察署犯罪統計データ

伊勢警察署管内における平成 31 年(令和元年)の犯罪統計データです。

(1)初犯者・再犯者別、(2)犯行時の年齢別、(3)犯行時の職業別のそれぞれの検挙人員数の表を掲載し、下段には参考として三重県内すべての警察署のデータの合計の表を掲載しました。

【法務省矯正局調査】

(1) 平成 31 年(令和元年) 罪種別 初犯者・再犯者別 性別 検挙人員(少年を除く)

	総数 (人)		初犯者 (人)		再犯者 (人)		再犯率 (%)	
	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	
刑法犯総数	140	35	67	20	73	15	52.1	42.9
うち)凶悪犯	2	1	0	0	2	1	100.0	100.0
うち)粗暴犯	24	2	13	2	11	0	45.8	0.0
うち)窃盗犯	73	30	35	16	38	14	52.1	46.7
うち)知能犯	16	2	7	2	9	0	56.3	0.0
うち)風俗犯	7	0	5	0	2	0	28.6	0.0
覚せい剤取締法	3	1	0	0	3	1	100.0	100.0
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	-	-
大麻取締法	4	0	2	0	2	0	50.0	0.0

注 1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

2 犯行時年齢が 20 歳以上のものを計上している。

【参考】三重県内すべての警察署データの合計

	総数 (人)		初犯者 (人)		再犯者 (人)		再犯率 (%)	
	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	
刑法犯総数	1,719	416	878	261	841	155	48.9	37.3
うち)凶悪犯	39	3	18	2	21	1	53.8	33.3
うち)粗暴犯	360	38	194	31	166	7	46.1	18.4
うち)窃盗犯	985	334	483	200	502	134	51.0	40.1
うち)知能犯	152	31	79	21	73	10	48.0	32.3
うち)風俗犯	50	0	34	0	16	0	32.0	0.0
覚せい剤取締法	83	23	15	5	68	18	81.9	78.3
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	-	-
大麻取締法	24	5	15	2	9	3	37.5	60.0

(2) 平成 31 年(令和元年) 罪種別 犯行時の年齢別 検挙人員 (少年を除く)

	総数 (人)		20～29歳 (人)		30～39歳 (人)		40～49歳 (人)		50～59歳 (人)		60～64歳 (人)		65歳以上 (人)	
		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性
刑法犯総数	140	35	21	6	18	2	25	5	26	6	12	4	38	12
うち) 凶悪犯	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
うち) 粗暴犯	24	2	4	0	4	0	6	1	6	1	0	0	4	0
うち) 窃盗犯	73	30	8	5	9	1	9	4	14	4	7	4	26	12
うち) 知能犯	16	2	8	1	2	0	1	0	2	1	2	0	1	0
うち) 風俗犯	7	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	0	1	0
覚せい剤取締法	3	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	4	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0

【参考】三重県内すべての警察署データの合計

	総数 (人)		20～29歳 (人)		30～39歳 (人)		40～49歳 (人)		50～59歳 (人)		60～64歳 (人)		65歳以上 (人)	
		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性
刑法犯総数	1,719	416	290	55	262	39	326	79	286	73	98	23	457	147
うち) 凶悪犯	39	3	14	0	10	1	8	1	3	0	0	0	4	1
うち) 粗暴犯	360	38	56	5	86	12	88	10	57	5	18	2	55	4
うち) 窃盗犯	985	334	152	41	113	20	155	57	162	61	63	20	340	135
うち) 知能犯	152	31	38	8	23	5	37	10	31	3	7	0	16	5
うち) 風俗犯	50	0	11	0	11	0	9	0	12	0	2	0	5	0
覚せい剤取締法	83	23	7	4	37	11	19	4	16	4	2	0	2	0
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	24	5	8	0	9	1	6	3	1	1	0	0	0	0

(3) 平成 31 年(令和元年) 罪種別 犯行時の職業別 検挙人員 (少年を除く)

	総数 (人)		有職者 (人)		無職			
		うち) 女性		うち) 女性	学生・生徒等 (人)	うち) 女性	無職者 (人)	うち) 女性
刑法犯総数	140	35	70	10	2	1	68	24
うち) 凶悪犯	2	1	1	0	0	0	1	1
うち) 粗暴犯	24	2	17	1	0	0	7	1
うち) 窃盗犯	73	30	27	7	2	1	44	22
うち) 知能犯	16	2	12	2	0	0	4	0
うち) 風俗犯	7	0	5	0	0	0	2	0
覚せい剤取締法	3	1	1	0	0	0	2	1
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	4	0	2	0	1	0	1	0

【参考】三重県内すべての警察署データの合計

	総数 (人)		有職者 (人)		無職			
		うち) 女性		うち) 女性	学生・生徒等 (人)	うち) 女性	無職者 (人)	うち) 女性
刑法犯総数	1,719	416	924	180	23	5	772	231
うち) 凶悪犯	39	3	21	1	1	0	17	2
うち) 粗暴犯	360	38	261	24	2	0	97	14
うち) 窃盗犯	985	334	434	129	11	5	540	200
うち) 知能犯	152	31	99	21	2	0	51	10
うち) 風俗犯	50	0	39	0	3	0	8	0
覚せい剤取締法	83	23	41	4	0	0	42	19
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	24	5	18	3	1	0	5	2

このデータによると、伊勢警察署管内の平成 31 年(令和元年)の検挙人員(少年を除く)は 140 人で、約半数が窃盗犯となっています。

再犯者の数は全体の 52.1%にあたる 73 人で、再犯者の割合は平成 31 年(令和元年)の全国平均(48.8%)に比べやや高くなっています。また、三重県全体(48.9%)と比較しても、やや高くなっています。

年齢別にみると、特に窃盗犯において 65 歳以上の割合が高く、職業別では窃盗犯における無職者の割合が突出して高くなっており、高齢のため就労できず収入がない中で、窃盗の罪を犯す人が多いことがうかがえます。高齢者の窃盗事例では、矯正施設に入所するまでに至っていないケースも考えられるため、再犯防止の観点から、支援対象を矯正施設出所者に限らず、不起訴や執行猶予者などにも支援の対象を広げる必要があると考えられます。

また、薬物依存、特に覚せい剤取締法違反者による再犯率は、他の刑法犯に比べ再犯率が高く、依存症治療が必要であることがうかがえます。

3 宮川医療少年院の入所の状況

宮川医療少年院は、伊勢市小俣町宮前に所在しており、主に名古屋高等裁判所及び大阪高等裁判所管内の家庭裁判所において、第1種及び第2種少年院送致決定を受けた、おおむね12歳以上23歳未満の男子を収容している法務省所管の施設です。

少年院には、心身に著しい障がいがないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容する第1種少年院、心身に著しい障がいがない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容する第2種少年院、心身に著しい障がい（身体疾患、身体障がい、精神疾患）があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容する第3種少年院（医療少年院）及び少年院において刑の執行を受ける者を収容する第4種少年院という種類があります。

同院は「医療少年院」という名称ではありますが、第3種少年院ではなく、第1種、第2種少年院であり、特に「知的障がい又はその疑いのある者及びこれに準じた者」、「情緒障がい若しくは発達障がい又はこれらの疑いのある者で処遇上の配慮を要する者」を収容対象とする、支援教育課程に指定されている少年院です。

同院の処遇方針として、少年個々の特性や問題性に対して丁寧に対応するため、個別的な働き掛けを大切にし、治療的教育を実施しているのが特徴です。

なお、同院の収容定員は80名のところ、近年の収容状況及び新収容者人員の推移は下表のとおりです。

宮川医療少年院の新収容者、出院者、1日平均収容者の人員の推移（単位：人）

年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
新収容者	50	55	41	65	44
出院者	60	54	53	41	68
1日平均	53	56	52	57	57.5
1日平均収容率	66.3%	70.0%	65.0%	71.3%	71.9%

※少年の数は全国的に減少していますが、医療少年院のニーズは高まっており、宮川医療少年院は非常に重要な施設となっています。

第3章 計画の考え方

1 基本的な考え方

法第3条に掲げられた「基本理念」及び国の「基本方針」を踏まえ、令和元年に策定された「三重県再犯防止推進計画」を基本とした重点項目を設定し、取組みの内容については、「息の長い」支援を念頭に置き、現在、庁内の各所属が所管している施策の中で、再犯の防止の推進につながる施策を計画に組み込み、具体的で実効性のあるものとなるよう検討しました。

また、関係機関等との連携を図ることにより、これまで持ってこなかった再犯防止の視点が、福祉を超えて幅広い施策等に盛り込まれるきっかけになるほか、庁内のみならず各機関・団体等が再犯防止の推進について認識することにより、理解と協力を得られることにつながるものと考えています。

取組の推進にあたっては、国の再犯防止推進計画、当地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、国の再犯防止推進計画に記載されている7つの重点課題のうち、以下の内容を重点項目として盛り込みました。

重点項目	①「就労・住居の確保等」
	②「保健医療・福祉サービスの利用の促進」
	③「学校等と連携した修学支援の実施等」
	④「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等 及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」
	⑤「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」

第4章 取組みの推進

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、全ての人々が住み慣れた地域でお互いが支え合いながら、その人らしく暮らせるまちづくりを目指すため、先に述べた5つの重点項目に基づいて取組みを推進します。

1 重点項目①「就労・住居の確保等」

【現状と課題】

(1) 就労の確保等

全国的にみると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

また、前科等があることに加え、次のような課題もあります。

- ① 求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないために求職活動が円滑に進まない場合があること
- ② 社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことにより、いったん就職しても離職してしまう場合があること
- ③ 協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと
- ④ 犯罪をした人等の中には、障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい人が少なからず存在すること

(2) 住居の確保等

地域社会において安定した生活を送るために、適切な住居の確保は大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではありません。しかしながら、刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの人が再犯に至るまでの期

間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。

また、犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま再犯等に至る人も存在します。

三重刑務所における就労支援への取組

(1) 就労支援体制

三重刑務所では、平成 18 年度からキャリアコンサルティング等の専門性を有する就労支援スタッフ（非常勤職員）を配置し、受刑者等の就労意欲や職業適性等を把握するための個別面接等を行って、キャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整等に当たっています。

さらに、令和元年度から新たに就労支援専門官（常勤職員）を配置し、体制を強化して就労支援を推進しています。

(2) 刑務作業（職業訓練）

刑法に定める懲役刑の内容として、刑務作業があります。刑務作業は、受刑者の矯正及び社会復帰を図るための重要な方策の一つであるとともに、出所後の就労に資する勤労意欲の養成や職業的知識・技能の習得にもつながるものです。

令和元年度は、職業訓練として溶接科、ビル設備管理科、ビルハウスクリーニング科、建設機械科及びビジネススキル科を開設し、受刑者に危険物取扱者免状（乙種 4 類）等を習得させ、併せて職業に必要な知識や技能を習得させています。

(3) 改善指導（特別改善指導／一般改善指導）

受刑者に対する特別改善指導として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導を実施しています。

指導は、刑事施設の職員に加えて民間協力者（SST^{※注1}指導者）が担当し、SST、講義及び視聴覚教材等による指導を行っています。

また、一般改善指導として職業意識を培い、就労意欲を喚起することを目的とした企業担当者講話（民間企業の人事担当者による講話）及び職業紹介講話（専門家による職業への理解を深めさせるための講話）を実施しています。

注 1 SST：ソーシャルスキルズトレーニングの略称

精神患者に対する対人的な対処技能の向上を主眼に創始されたもので、学校教育や矯正分野に適用範囲が広がっています。

(4) 就労支援強化矯正施設

平成 27 年度から全国に先駆けて、就労支援強化矯正施設の指定を受け、施設の中にハローワーク職員が相談員として駐在しています。ハローワーク駐在相談員は、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から支援を行っています。

また、平成 28 年度からハローワークと連携して、刑務所出所者の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングに努めています。このような取組を行うことで、平成 30 年度は、約 40 件の採用内定を得ています。

【三重県再犯防止推進計画より】

協力雇用主会の取組

協力雇用主は、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。

各保護区保護司会の協力を得て、平成 22 年 8 月末までに県内全 16 保護区において、更生保護協力雇用主会の発足に至りました。

各保護区保護司会と連携して総会や研修等を実施するとともに、協力雇用主の多業種にわたる新規開拓や雇用実績の向上を図っています。

伊勢更生保護協力雇用主会は平成 22 年 5 月 13 日に設立され、令和 2 年 9 月 1 日現在、22 事業所が入会しています。

取組の内容

(1) 就労の確保等

① 新たな協力雇用主の開拓・確保【福祉総務課】

・伊勢保護司会と協力し、各種事業者に対して協力雇用主についての周知・啓発を行い、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めます。

② 障がいのある人・生活困窮者等に対する就労支援

【高齢・障がい福祉課・商工労政課・生活支援課】

ア 障がいのある人への就労支援

・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、求職者に対しては早期に就職を実現できる支援を行い、在職者に対しては積

極的な定着支援を行います。

- ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達により、就労機会の確保に努めます。
- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がいの特性に応じ、就職及び就労定着を図ります。

イ 生活困窮者等への就労支援

- ・働く自信がない、生活リズムが整っていないなど、就労するための準備が整っていない人に対して、若者就業サポートステーション等と連携しながら就労準備のための支援を行います。
- ・ハローワークと連携しながら、生活困窮者自立支援制度を活用して就労支援を行い、生活困窮者の就労が実現するよう支援します。

(2) 住居の確保等

① 地域社会における定住先の確保【住宅政策課・生活支援課】

ア 公営住宅への入居の促進

- ・保護観察対象者等の市営住宅への入居要件の緩和や、矯正施設出所者等の市営住宅への一時入居について検討を行います。

イ 住居確保の支援

- ・離職等により住居を失った方や、そのおそれが高い生活に困窮している方については、審査を行ったうえで、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給していきます。
- ・経済的な問題により、日常生活を営むことが困難な方等には、生活保護制度を活用し、住居の確保を支援していきます。

2 重点項目②「保健医療・福祉サービスの利用の促進」

【現状と課題】

全国的に、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至ります。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援として、高齢者や障がいのある

人が福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターを設置したり、矯正施設等に社会福祉士等の配置を進めたりするなど、福祉サービスにつながる調整を行う取組を実施してきました。

また、高齢者又は障がいのある人の再犯防止のためには、刑務所等からの出所後の支援だけでなく、刑務所等に入所することのない起訴猶予者等の支援も重要です。

しかし、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から福祉サービスにつながらない場合も少なくないため、きめ細かな支援を実施するための連携体制が不十分であることなどの課題があります。

また、覚せい剤取締法違反による検挙者数は、全国で1万人を超えているほか、新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっており、覚せい剤取締法違反により受刑した人が2年以内に再び刑務所に入所する割合（再入率）についても、全受刑者の再入率よりも高くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした人であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、再犯を防止するためには、薬物を使用しないように指導するだけでなく、依存症という病気であるという認識を持たせ、継続的な治療につなげる必要があります。

三重県地域生活定着支援センターの取組

(1) 地域生活定着支援事業と地域生活定着支援センター

厚生労働省では平成 21 年度から、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設入所者について、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）が開始されました。

地域生活定着支援事業では、各都道府県の「地域生活定着支援センター」において、福祉的な支援の必要な退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受けられるよう調整業務が行われているとともに、平成 23 年度中には全国 47 都道府県にセンターの設置が完了し、全国的な広域調整も行われています。

三重県地域生活定着支援センターは、平成 22 年 4 月に設置されています。

地域生活定着支援事業の検討がなされていた当時、刑務所内での高齢者の増加や障がい者の多いことが、全国的に問題となっており、その多くが、退所後の生活に目途が立たず、再犯に至っていたとともに、犯罪（再犯を含む）をして矯正施設に入る

背景にも、高齢や障がいによる生活の困難さがあると指摘されていました。

このような人に必要な福祉サービスを提供することが、生活の破綻を防ぎ、ひいては再犯を防ぐことにもつながると考えられ、事業化されたものです。

(2) 福祉サービスにつなげる制度的・環境的側面からの困難さ

地域生活定着支援センターの業務は、矯正施設に入所する高齢や障がいのある者の退所に際して、福祉サービスにつなげることですが、そこには様々な困難がありました。

矯正施設入所者には、例えば住居がない、住民票や身分を証明するものがない、身元保証人がいない、などといった事情のある人も多く、そのような人を退所後の福祉サービスに結びつけることは、手続等の制度的側面から難しく、また、矯正施設入所者という点のみをもって、環境的側面から福祉施設の利用等を断られる場合もありました。

このような現実について、現在でもすべて解消しているとは言えませんが、地域生活定着支援事業の開始から10年を経て、関係機関や関係事業者等による連携・協働と不断の努力により、徐々に改善されてきたところです。

(3) 人による人への息の長い支援の必要性

一方、制度的・環境的側面の改善のみで、矯正施設退所者の地域生活への定着が進むものではありません。

このような人の多くは、人とのつながりを失い、社会の中での居場所を見出せずにいるため、地域や施設での生活にも馴染みにくさを感じています。関係者の努力で、取り急ぎ福祉サービスにつなげ、サービスの提供を開始しても、それだけでは安定した生活につながらない場合が多く、そこには人（地域生活定着支援センターを含む関係者）による人（矯正施設出所者）への親身になった、息の長い支援が必要となります。

(4) 地域生活定着支援センターの業務内容

【コーディネート業務】

地域生活定着支援センターでは、保護観察所から協力依頼を受けた人について、矯正施設や保護観察所と協力して、入所中から面接などを通じて理解とニーズ把握を進め、そのうえで、地域の関係機関や福祉施設との調整や手続を行いながら、退所後の住居や利用する福祉サービスを決めていきます。これがコーディネート業務です。

【フォローアップ業務】

地域生活定着支援センターでは、矯正施設からの退所後、福祉サービスをはじめとする地域での様々な支援を利用するに際して、その支援が退所者に上手く機能し、地域や施設での生活が安定するよう支援していきます。福祉サービスを提供する事業者への助言の他、高齢や障がいのある者への訪問や通院時の同行等による直接的な支援も行っており、これがフォローアップ業務です。

また、高齢又は障がいのある矯正施設入所者で、退所後の適当な帰住予定地が確保されていない人への一連の支援を特別調整と言いますが、特別調整で帰住先（福祉施設の他、更生保護施設・自立準備ホームや病院、アパート・自宅を含む）につなげる件数は、三重県地域生活定着支援センターの関わる案件では、年間に15～20件程度です。その中には、比較的短期間で地域や施設に馴染み、安定した生活を営んでいる人もいる一方、落ち着くまで長期間を要する人も少なくなく、三重県地域生活定着支援センターでは、フォローアップについて期間（期限）を設けず、対象者個々に必要と考えられる期間の支援を行っています。

【相談支援業務】

地域生活定着支援センターの業務は、上述のように、矯正施設入所者で、保護観察所から依頼のあった人に対する支援（コーディネート／フォローアップ業務）が基本となりますが、その他にも、罪を犯した高齢や障がいのある者について、幅広い相談支援を行っています。

例えば、退所後の帰住予定地が確保されていることや、障がいの程度が比較的軽いことなどにより、特別調整には該当しないものの、退所にあたって不安を抱いている親族からの相談や、退所後の生活が成り立たずに困っている人に係る関係者からの相談等もあります。（特別調整に該当しない人であっても、一般調整として、保護観察所からコーディネート業務の協力依頼を受ける場合もあります。）

また、三重県地域生活定着支援センターでは、不起訴や起訴猶予、刑の執行猶予になった人等に対する相談も受けており、関係者とも連携しながら可能な範囲で、必要な福祉サービスの提供や住居の確保、その他生活の再建に向けた支援を行っています。

【三重県再犯防止推進計画より】

津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会に係る取組

(1) 引受人会開催の目的

薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が必要不可欠です。

そのため津保護観察所では年5回、三重ダルク（薬物依存症からの回復を目的としたリハビリセンター）と連携し、薬物事犯で矯正施設に入所している人や保護観察を受けている人の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適切な対応方法等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることなどを目的として、引受人会を実施しています。

(2) 引受人会の内容

引受人会は、県内のより多くの方々に参加できるように、津保護観察所の本庁（津市）に加えて、四日市駐在官事務所（四日市市）でも実施し、また薬物依存からの回復支援について理解を深めるため、三重ダルクにおけるダルクミーティングの見学も取り入れています。

平成30年度は、引受人・家族等38人、保護司37人（いずれも延人員）が参加し、終了後のアンケートでは「薬物依存に対する理解が深まった」という感想とともに、「同じような悩みを持つ人と話すことができ安心した」「相談できる窓口を知り心強く思った」という感想もあります。

(3) 息の長い支援に向けて

薬物依存対象者の再犯防止に向け、薬物依存対象者とその家族や引受人等を「孤立」させず、「息の長い」支援ができるよう、関係機関・団体等との連携強化を図っています。

【三重県再犯防止推進計画より】

取組の内容

(1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等

① 保健医療・福祉サービスの利用に関する他団体との連携の強化

【介護保険課・高齢・障がい福祉課・福祉生活相談センター】

- ・地域包括支援センターと保護観察所・矯正施設等関係機関との連携を強化し、犯罪をした人等のうち高齢者に対して円滑に必要なサービスを提供します。
- ・地域包括支援センター等において、認知症（疑いを含む）に関する相談を受け付け、犯罪をした人等についても、その状況に応じた適切な

支援を実施します。

- ・保護観察所、矯正施設等関係機関との連携を強化し、犯罪をした人等のうち障がいのある人等の福祉的支援が必要な人に対して、状況に応じた支援を行います。
- ・三重県地域生活定着支援センターの行う矯正施設退所者等の地域定着支援に対し協力します。

② 関係機関・団体との連携の強化【福祉総務課】

- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、市の再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした人等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有します。

(2) 薬物依存を有する人への支援等

① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組【健康課】

- ・薬物依存症からの回復に取り組もうとする人に対して、薬物依存に関する相談窓口である保健所やこころの健康センター（精神保健福祉センター）等との連携や、支援団体、家族会、自助グループ等の紹介などを通して、治療・支援につなげる相談対応を行います。

3 重点項目③「学校等と連携した修学支援の実施等」

【現状と課題】

我が国ではほとんどの人が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、平成28年度の少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出所後の修学に向けた相談支援・情報提供などを実施してきました。

しかし、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

取組の内容

(1) 学校等と連携した修学支援の実施等

① 児童生徒の非行の未然防止等

【学校教育課・子育て応援課・こども発達支援室】

ア 小中学校における適切な指導等の実施

- ・日常的な非行の未然防止等への指導に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用、関係機関との連携により、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者等に対して適切に相談支援を行います。

イ 地域における非行の未然防止等のための支援

- ・家庭における児童の適切な養育等に悩んでいる保護者に対して、関係機関と連携して相談を受け付けます。
- ・ひとり親と面談を行って、それぞれの事情、課題の把握に努め、情報提供や関係機関への照会等を行います。
- ・放課後児童の健全育成を図るため、利用ニーズに応じた施設の適正な配置を行うとともに、機能の充実を図ります。児童館においては、安心して過ごせる身近な遊び場の充実を図ります。
- ・宮川医療少年院等の関係機関と連携して、認知機能を向上させる方法について普及・啓発することで、子ども達にかかわる人々の理解を深めるとともに、適切な支援につなげます。

4 重点項目④「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」

【現状と課題】

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要であると考えられます。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があると考えられます。

しかし、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していくことが重要であると考えられます。

また、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等を理解し、その責任等を自覚することが、再び罪を犯さないために重要であり、法の基本理念及び計画の基本方針にも明記されています。

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うことでそれまでの日常生活が一変します。生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調、経済的な負担の増加、周囲の偏見等による二次被害など、環境の激変に苦しむこととなります。

新たな犯罪被害者等を生み出さないためには、こうした犯罪被害者等の心情等を、犯罪をした人等が理解し、自らの責任等を自覚するための取組の充実を図っていく必要があります。

宮川医療少年院の取組

(1) 施設の概況

宮川医療少年院では、主に名古屋高等裁判所及び大阪高等裁判所管内の家庭裁判所において、第1種及び第2種少年院送致決定を受けた、概ね12歳以上の男子を収容しています。

全国には、当院のほかにも「医療少年院」という名称の施設がありますが、医療少年院には「身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者」を対象とする施設（第3種少年院）と「知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者、情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者で処遇上の配慮を要する者」を収容する施設（第1種・第2種少年院）があり、当院は後者に該当します。

処遇方針として、在院者個々の特性や問題性に対して丁寧に対応するため、個別的な働きかけを大切にし、治療的教育を実施しているのが特徴です。

(2) 再犯防止に向けた主な取組

① 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは矯正教育であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の5つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。

当院では、身体症状や精神症状には、医師による服薬治療や精神療法等を行い、

症状の緩和を図りつつ、行動上の問題や生活上の問題に対しては、各種指導を実施しています。

特色ある教育種目としては、生活指導に含まれる治療的教育として、「認知機能向上訓練（コグトレ）」及び「認知作業訓練 COGOT」などを実施しています。

コグトレの目的は、「①すべての行動の基盤である認知機能（覚える、数える、写す、見つける、想像する）を向上させることにより、矯正教育を受けるための土台を作ること」「②認知機能がうまく働かず、外部情報を上手に処理できないことで、間違った計画・行動をしてしまい、結果として非行に及ぶなど、認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消すること」にあります。対象者は全在院生ですが、特に IQ が 85 以下の中学生・高校生に該当する少年については、重点的なグループコグトレ（80 分×週 2 回× 4 か月）又は個別コグトレ（週 3～4 日× 1 時間× 4 か月）を実施し、訓練前に比べて、認知機能の上昇が見られています。

② 社会復帰支援

当院の在院者の中には、円滑な社会復帰のために福祉的支援を必要とする人も少なくないことから、施設に配置されている社会福祉士等の助言を受けながら、引受人がいない在院者の帰住地の調整や療育手帳等の取得、出院後に福祉サービスを受けるための各種支援を行っています。

具体的には、在院中に出院後の復学・進学先の学校や、グループホーム等の帰住予定地を職員が同行して見学するなどの取組を行っています。彼らの円滑な社会復帰のためには、関係機関との連携が欠かせないものです。

【三重県再犯防止推進計画より】

三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）の取組

(1) 施設の概要

三重法務少年支援センターは、津少年鑑別所に併設された、法務省の専門機関です。三重県内における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、こうした取組を「地域援助」業務と呼んでいます。具体的には、少年や保護者の求めに応じて心理相談を実施しているほか、関係機関・団体・学校等の求めに応じて、各種研修会、事例検討会、講演会などへの参画・協力等を行っています。

(2) 現在の主な支援対象者

施設の名称に「少年」という言葉が含まれていますが、成人の方の相談も受け付けています。これまでも、窃盗、暴力、性非行等の問題を抱えた方に対して心理相談を実施してきました。また、必要に応じて各種心理検査のほか、ワークブックを用いた働き掛けを実施しています。

(3) 関係機関との連携の強化と地域援助の推進

三重法務少年支援センターでは、関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的にして「地域援助推進協議会」を開催しています。今後も協議会を通じて、関係機関等との連携の維持・強化を図り、協働による効果的な支援を行っていきます。

【三重県再犯防止推進計画より】

津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情等の理解を促すための取組

(1) 更生保護における犯罪被害者等施策の概要

平成 19 年 12 月から、更生保護の分野における犯罪被害者等施策が導入されました。

法務省における被害者等通知制度は、検察庁、刑事施設、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所等が連携して、通知を希望する被害者等に対して、加害者の処遇等の状況を通知するものですが、更生保護における本施策は、被害者等通知制度、意見等聴取制度、心情等伝達制度及び相談・支援の 4 つからなっています。

保護観察所において被害者等に対応する職員は、原則として被害者担当官及び被害者担当保護司とし、被害者対応の専用電話を設置して対応しているところです。

なお、意見等聴取制度は、主として地方更生保護委員会において実施されているもので、仮釈放等の際に、被害者等の意見を伺うものです。

(2) 加害者に犯罪被害者等の心情等の理解を促すための取組

保護観察所では、被害者等通知制度において、加害者の保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を被害者等に通知しているほか、心情等の伝達及び相談・支援を担っています。

心情等伝達制度は、被害者等が、保護観察所を介して、保護観察中の加害者に対して被害に関する心情等を伝達できる制度です。本制度は、その心情等を加害者に伝えたいという被害者等の希望に配慮するとともに、被害者等の心情等を加害者に具体的に認識させるという観点から実施されており、保護観察を受けている人に対して、犯罪被害者等の心情等を理解させるための取組です。

(3) その他犯罪被害者等に対する取組

相談・支援は、犯罪被害者等からの相談に応じて、悩みや不安等を聴取し、その軽減又は解消を図ることや、犯罪被害者等の支援に関する制度の説明等を行うものです。

そのため津保護観察所では、みえ犯罪被害者総合支援センター等関係機関との連携を強化するとともに、保護観察所職員や保護司に対して、被害者等の心情等を理解するための研修を行っています。 【三重県再犯防止推進計画より】

伊勢市における犯罪被害者支援の取組

市では、犯罪被害者等基本法に基づき基本理念及び犯罪被害者等を支援するための施策を定めることにより、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、「伊勢市犯罪被害者等支援条例」を令和3年4月1日に施行しました。

犯罪の被害に遭われた方々は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、経済的な負担など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。被害に遭われた方々の早期回復及び負担軽減を図るため、心のケアなど必要とするサポートを、行政、司法、警察など、様々な関係機関が連携して行っています。

また、経済的な支援では、遺族、重傷病、精神療養支援金のほかに日常生活に必要な家事援助等の費用の一部を助成します。

取組の内容

(1) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等

① 少年・若年者に対する支援等【福祉総務課】

・非行のある少年等の立ち直りを目的とした保護観察所や少年院の社会貢献活動の実施に協力します。

② 女性が抱える問題に対する支援等【子育て応援課】

・女性が抱える家庭内や仕事での問題について、関係機関と連携して支援していきます。

③ 性犯罪をした人やその被害者に対する支援等【健康課・子育て応援課】

- ・性的な嗜癖等で悩んでいる人に、病院等の紹介や関係機関との連携による支援を行います。
 - ・性犯罪被害者に対し、関係機関と連携し、よりこ（みえ性暴力被害者支援センター）の紹介を行います。
- ④ 犯罪をした人等の家族等に対する支援等【福祉総務課】
- ・犯罪をした人等の家族等に対して、居住、就労をはじめ生活上の困りごとについて関係機関と連携し、支援を行います。
- (2) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ① 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組【危機管理課】
- ・犯罪被害者等の心情等について理解するため、関係機関と協力し広報啓発活動を推進します。

5 重点項目⑤「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」

【現状と課題】

(1) 民間協力者の活動の促進等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師など、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

しかし、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、これまでのような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題があります。

(2) 広報・啓発活動の推進等

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等に自らの努力を促すことは当然ですが、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられます。

これまでも、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進してきましたが、再犯防止は必ずしも身近な問題ではないため、関心と理解を得にくく、運動が十分に認知されていないことや、保護司等民間協力者による再犯防止の活動が十分に認知されていないことなどの課題があります。

保護司及び保護司会とその任務

(1) 保護司とは

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、任期は2年、再任は妨げないものとされ、給与は支給されないものの、職務に要した費用の全部又は一部が実費弁償金として支給されます。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察対象者等の指導・支援を担当するほか、保護司会に所属し、保護司会が主体となって行う犯罪予防活動等に従事しています。

(2) 保護司会の任務

保護司は、各々の地域（保護区）ごとに保護司会を組織しており、全国に886、県内には16の保護司会があるとともに、これらの保護司会を連合して、津保護観察所管内（県内）には、三重県保護司会連合会があります。

保護司会では、地域における犯罪予防活動を活性化させ、その充実化を図っているところです。保護司会の任務としては、犯罪予防活動や社会資源を開拓する活動、保護司の職務に関する連絡及び調整、保護司の職務に関する研修、保護司会の活動に関する広報宣伝、保護司の人材確保の促進に関する活動などが挙げられます。

(3) 保護司会活動における犯罪予防活動

特に犯罪予防活動は、地域社会の方々に対して、保護司が持つ犯罪者の改善更生等に関する知識を基盤として、各関係機関・団体と協力し、犯罪予防と更生保護についての問題意識を向上させることを目的に実施しており、併せて、犯罪の発生の原

因となる環境条件を除去するなどにより、犯罪予防の効果を上げようとする活動です。

また、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した方の更生について理解を深め、各々の立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”（毎年7月が強調月間）において、保護司会は中心的に活動しています。

(4) 犯罪予防活動としての“社会を明るくする運動”

“社会を明るくする運動”は令和3年に71回目を迎えます。

伊勢市では伊勢保護司会、伊勢市更生保護女性会、伊勢警察署、伊勢保健所など関係機関で推進委員会を組織し、街頭啓発を行っているほか、小中学生を対象とした作文コンテスト、路線バスへの広告の掲出などを行い、犯罪予防を呼びかけています。

(5) 保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化

更生保護制度の根幹を支える保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化は、大きな課題となっています。

伊勢市の保護司の充足率は、平成23年6月30日には93.0%（定員43人のところ40人）ありましたが、令和元年9月6日には86.0%（37人）まで減少し、令和2年5月5日現在も86.0%（37人）となっています。

更生保護には、再犯を防止することにより、新たな被害者を生まないという役割があり、保護司の減少は、地域の安全・安心にも関わる大きな課題です。

伊勢市では、保護観察対象者等の減少もあって、現在では平均して、保護司1人当たり概ね1件程度を担当している状況ですが、保護観察や生活環境の調整などの事件の担当だけでなく、地域における犯罪予防活動などの保護司会活動の活性化の推進や、高齢の保護司が今後定年により辞任していくことを踏まえた場合、地域における保護司の安定的確保が課題となっています。

(6) 再犯防止の拠点としての「更生保護サポートセンター」

県内では平成23年から各保護司会で「更生保護サポートセンター」の設置が始まり、平成30年度には県内全16保護区において設置され、伊勢市では平成30年に、伊勢市小俣町本町3番地の合同会館2階に設置されています。

同センターでは、保護司同士が相集い、犯罪予防活動の拠点、各種ケース協議の場として活用され、また経験の浅い保護司が、経験豊かな先輩保護司の助言を受けやすい場にもなっています。

【三重県再犯防止推進計画より】

更生保護女性会の取組

(1) 更生保護女性会の概要

更生保護女性会は、犯罪や非行をなくし、犯罪をした人等の立ち直りを支援する女性のボランティア団体であり、犯罪予防活動や更生支援活動のほか、子育て支援活動、青少年健全育成活動など、その地域に根差した幅広い活動を展開することにより、あたたかな人間愛をもって、誰もが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らせる明るい社会の実現に寄与することを目指して活動しています。

(2) 三重県の更生保護女性会

県内には、三重県更生保護女性連盟に加入している 14 の地区会があり、平成 31 年 4 月 1 日現在 2,425 人の会員が、各々の地区において、地域のニーズと更生保護女性会会員の自主性による様々な活動を行っています。

伊勢市には「伊勢市更生保護女性会」があり、令和 2 年 3 月 31 日現在、36 名が登録され活動しています。 【三重県再犯防止推進計画より】

取組の内容

(1) 民間協力者の活動の促進等

① 民間ボランティアの確保【福祉総務課・職員課】

ア 保護司等の民間ボランティアの活動に関する広報の充実

- ・市ホームページや広報誌において、保護司や更生保護女性会の活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。
- ・伊勢保護司会と連携し、保護司候補者の発掘に努めます。
- ・市の職員研修等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動について紹介し、市職員の理解促進や退職後の保護司等の民間ボランティアへの就任の促進に努めます。

② 保護司等の民間ボランティアの活動に対する支援の充実【福祉総務課】

ア 更生保護サポートセンターの運営に対する支援

- ・保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営を支援します。

イ 情報収集・提供による支援

- ・保護司等の民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる、各種情報の収集及び提供に努めます。

(2) 広報・啓発活動の推進等

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進【福祉総務課】

ア 啓発事業等の実施

- ・“社会を明るくする運動”を、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。
- ・7月の再犯防止啓発月間において、広報紙やインターネット等での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的かつ効果的に実施します。

第5章 計画の推進体制

本計画を着実に実施していくため、庁内連携体制を構築するとともに、関係機関等との連携を強化し、再犯の防止の推進に取り組みます。

また、施策を効果的に推進し、連携を深めるため、取組の進行管理を行うとともに、進捗状況や課題等について具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組内容の見直し、追加等を行い、計画を柔軟に進めていきます。

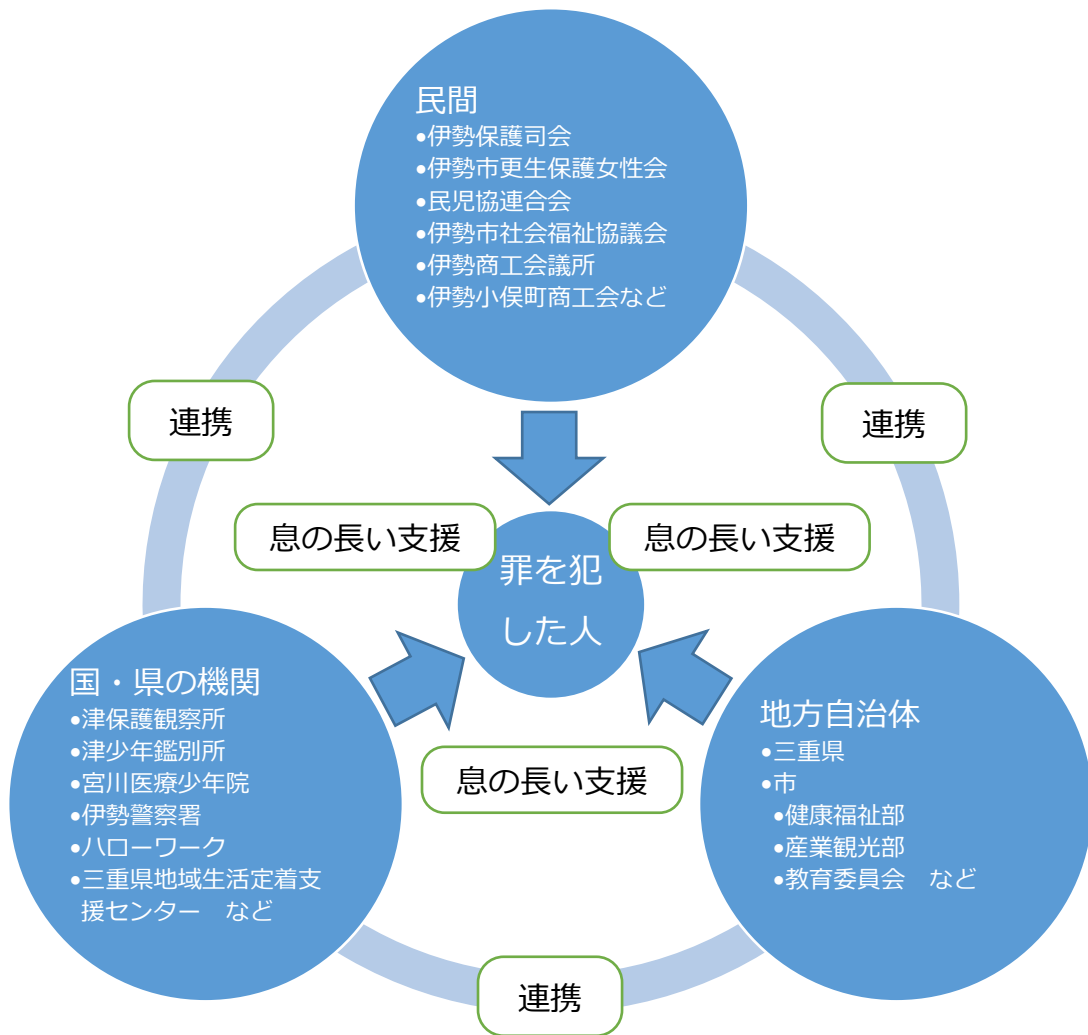
●庁内連携体制

この計画を推進するにあたっては、庁内関係各課との連携を強化し、全庁的な連携のもとで総合的、かつ、積極的な取組を図ります。

●連携する関係機関等

- ・津保護観察所
- ・津少年鑑別所（三重法務少年支援センター）
- ・宮川医療少年院
- ・三重刑務所
- ・伊勢警察署
- ・伊勢保護司会
- ・伊勢市更生保護女性会
- ・伊勢市民生委員児童委員協議会連合会
- ・伊勢市社会福祉協議会
- ・伊勢商工会議所
- ・伊勢小俣町商工会
- ・ハローワーク
- ・三重県
- ・法務省名古屋矯正管区
- ・三重県地域生活定着支援センター
- ・矯正施設所在自治体会議中部地域部会

関係機関との連携（イメージ図）



資料

・用語解説

〔か行〕

【鑑別】

医学、心理学などの専門的知識及び技術に基づき、非行や犯罪に影響を及ぼした資質や環境上の問題を明らかにし、処遇に資する適切な指針を示すために行います。

【矯正施設】

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指します。伊勢市には宮川医療少年院、伊勢拘置支所があります。

【協力雇用主】

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいいます。

【更生保護】

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を推進しようとする活動をいいます。

【更生保護サポートセンター】

保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、また、地域の安全・安心の拠点として全国各地に設置されています。伊勢市には小俣町本町3番地の伊勢市小俣老人福祉会館内にあります。

【更生保護施設等（更生保護施設／自立準備ホーム）】

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあることなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

【更生保護女性会】

更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

伊勢市には「伊勢市更生保護女性会」があり、令和2年3月31日現在、36名が登録され活動しています。

〔さ行〕

【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

伊勢市では伊勢保護司会、伊勢市更生保護女性会、伊勢警察署、伊勢保健所など関係機関で実行委員会を組織し、街頭啓発を行っているほか、小中学生を対象とした作文コンテスト、路線バスへのマスク広告の掲出、公用車へのマグネット広告の掲出などを行っています。

【住居確保給付金】

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金です。

【障害者就業・生活支援センター】

就職や職場への定着に当たって就業面・生活面における支援を必要とする障がいのある人に対して、雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関との連携拠点として、連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設です。

【少年院】

保護処分の執行を受ける人などを収容し、矯正教育や必要な処遇を行っています。

【少年鑑別所】

家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

【スクールカウンセラー】

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家をいいます。

【スクールソーシャルワーカー】

いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

【生活困窮者自立支援事業】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、支援を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

【精神保健福祉センター】

心の病気について幅広く相談することのできる支援機関です。医師などの専門家が在籍し、相談や情報提供、デイケアなど幅広い支援を通じて自立や社会復帰を支えます。保健福祉法により、各都道府県に設置することが定められています。三重県には「三重県こころの健康センター」があります。

〔た行〕

【第1種(第2種)少年院】

第1種少年院は、心身に著しい障がいがない人で、犯罪傾向が進んでいない人を収容します。第2種少年院は、心身に著しい障がいがない人で、犯罪傾向が進んでいる人を収容します。

【地域共生社会】

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障がいの有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける社会のことをいいます。

【地域包括支援センター】

地域住民の健康の保持及び生活の安定のため、保健医療の向上と福祉増進を包括的に支援する、地域の中核機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師の3職種のスタッフにより、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント支援」、「総合相談支援」、「虐待防止・権利擁護」を行う機関です。介護だけでなく、医療、保健などさまざまな領域の関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう包括的に支援を行っています。

伊勢市には現在、「東地域」「五十鈴地域」「北地域」「中部地域」「南地域」「西地域」の、6つの地域包括支援センターがあります。

〔は行〕

【BBS会】

(Big Brothers and Sisters Movement の略) で、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援したりするとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

伊勢市に団体はありません。

【保護司】

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整や相談を行っています。

伊勢保護司会には令和2年9月30日時点で、定員43人に対し37人の保護司が在籍しています。

【保護観察所】

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になったもの、保護観察付刑執行猶予となったものに対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。

〔ま行〕

【三重ダルク（NPO 法人三重ダルク）】

薬物依存症からの回復を目的としたリハビリセンターです。薬物をやめたい願望のある方なら誰でも参加できます。3段階のプログラムを行っており、心とからだのケア、社会スキル訓練から学業復帰、就労までをサポートしています。入寮と通所の方法があり、相談に応じています。

【三重県地域生活定着支援センター】

刑務所などの矯正施設入所中、あるいは既に矯正施設を出所した高齢者、障がいのある人の中で、出所後直ちに福祉的な支援を必要とする人が、地域社会の中で円滑に福祉サービスを受けられるよう、保護観察所や関連機関と協働して社会復帰を支援する機関です。

【三重法務少年支援センター】

津少年鑑別所に併設された、法務省の専門機関です。心理学等の人間科学に精通した職員が、三重県内における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。名称に「少年」とありますが、成人の相談も受け付けています。

【民生委員・児童委員】

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

伊勢市では令和3年1月1日現在、定数308人に対して283人の民生委員・児童委員が在籍し、活動しています。

〔や行〕

【よりこ（みえ性暴力被害者支援センター）】

性暴力の被害に遭った方の相談支援機関です。被害に遭われた方の心身が少しでも早く回復できるよう、医療機関の紹介、面接相談、法律相談など総合的な支援を関係機関と連携してワンストップの支援体制のケアを行っています。

〔わ行〕

【若者サポートステーション】

働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

伊勢市には「いせ若者就業サポートセンター」があります。

・再犯防止推進法(概要)

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

・再犯防止推進計画(概要)

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

(再犯の現状)

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

(再犯防止に向けた取組の課題)

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画(案)を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標 (平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等) を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

伊勢市再犯防止推進計画

発行年月 : 令和3年7月

編集 : 伊勢市健康福祉部福祉総務課

〒516-8601

三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

TEL : 0596-21-5557

FAX : 0596-21-5555